

名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学金規程
(平成28年7月27日制定)

(目的)

第1条 この奨学金は、沖縄県北部12市町村（以下、「北部地域」という。）出身の学生を対象とし、北部地域の医療に貢献できる人材を育成すること、そして北部地域の活性化を図ることを目的とする。

(奨学金および奨学生)

第2条 奨学金は、入学金を除く授業料相当額を4年間免除することとする。但し、協定校への留学期間は含めない。また、奨学生に選考された者が、既に授業料を納付している場合、速やかに返還することとする。

2 奨学生は毎年5人の新入学生とし、編入学生を含めないこととする。

3 前項の奨学生に欠員が生じた場合、追加募集を行うこともある。

(奨学金の申請対象者)

第3条 奨学金の申請対象者は、次に掲げる(1)、(2)、(3)に該当する者とする。

(1) 北部地域の高等学校を卒業した者、住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者、または、保護者の住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者

(2) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務をする者

(3) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者

(提出書類)

第4条 奨学金を希望する者は、10月末日までに次に掲げる書類を学生課に提出しなければならない。

(1) 奨学金申請書

(2) 調査書

(3) 高校卒業時の成績証明書および1年次前期の成績証明書

(4) 住民票の写し又は戸籍謄本

(5) 市町村発行の所得証明書（申請者と同一世帯の者全員分）

(6) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の選考・決定)

第5条 奨学生の選考は、提出書類、入学試験結果、面接等により北部医療貢献奨学生選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が行い、学長が決定する。

2 前項により奨学生を決定したときには、その旨を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けた日から2週間以内に誓約書を提出しなければならない。

4 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 人間健康学部長

(2) 看護学科長

- (3) 看護学科学生サポート委員長
 - (4) その他学長が特に必要と認める者 若干人
- 5 選考委員会に委員長を置く。学部長をもって充てる。
- 6 選考委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 7 第5条第4項第4号の委員の任期は、2年とする。

(奨学生の要件)

第6条 奨学生として選考された者は、次に掲げる全ての要件が課される。

- (1) 4年間で大学を卒業すること、但し、協定校への留学期間は含めない
- (2) 卒業年次、または卒業後1年で看護師国家試験に合格すること
- (3) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務をすること
- (4) (3)の要件を満たすまで毎年、4月中に大学へ在職または在学証明書を提出すること

(奨学生の取り消し)

第7条 次の各号の一に該当する者は、学長は奨学生を取り消すこととする。

- (1) 学年で定められた必修科目が1科目でも単位修得ができなかった者
- (2) 休学、除籍、退学、転学部・転学科又は懲戒処分を受けた者
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者
- (4) その他、奨学生として不適当となったとき

(奨学生の辞退願)

第8条 奨学生は、事情により、奨学金の辞退を申し出ようとする場合、奨学金辞退願を提出しなければならない。

(奨学生の報告義務)

第9条 奨学生は次の事項について速やかに報告しなければならない。また、在学1年間ごとに学年担当教員と面談を行い、学業成績を報告しなければならない。

- (1) 休学、除籍、退学、転学部・転学科又は懲戒処分を受けたとき
- (2) 提出書類等に異動があったとき

(奨学金の返還)

第10条 第6条の奨学生の要件を満たさない場合、第7条の奨学生を取り消された場合、第8条の奨学生を辞退する場合は、奨学金全額を返還しなければならない。

- 2 奨学金の返還は、原則として、一括払いとする。ただし、割賦払いを希望する者は、年2回払いとし、10月末および3月末に指定された金額を返還するものとする。
- 3 前項の割賦払いの期間は最長4年とする。第7条・第8条の場合の奨学金返還の期限・方法については、学生課と該当者（元奨学生）が相談の上で決定する。
- 4 一括払いの者、または、割賦払いの者で返済日までに返還がない場合、保証人が残額を一括返金することとする。
- 5 在職期間に応じて奨学金の返還を別表のとおりとするが、返還は一括払いとし、割賦払いは許可しない。

(奨学金の返還猶予)

第11条 次の各号の一に該当する者は、学長は奨学金の返還を猶予する。

- (1) 大学院、保健師または助産師専攻科進学 of 者
- (2) 妊娠、出産、育児に伴い看護職として就職できない者
- (3) その他、学長が返還猶予が妥当と認める者

2 前項の返還猶予期間は最長2年とする。ただし、前項第2号または第3号に該当する者の返還猶予期間は、通算して3年を超えないこととする。

(庶務)

第12条 本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則 (平成28年7月27日)

- 1 この規程は、平成28年7月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
また、この奨学金は平成28年度入学者から平成31年度入学者までを対象とする。
- 2 この規程の第4条の提出期限は、平成28年度においてはその限りではない。

別 表

在 職 期 間	返 還 額 (免 除 額)
1年未満	2, 143, 200円 (免除しない)
1年以上2年未満	1, 428, 800円 (2と3分の2個学期の授業料相当額)
2年以上3年未満	714, 400円 (5と3分の1個学期の授業料相当額)

※3年間勤務した場合、奨学金総額2, 143, 200円の返還義務はない。

附 則 (平成30年3月22日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(第5条第3項関係)

名桜大学長 殿

誓 約 書

平成28年度北部12市町村への貢献を促進する奨学金の給付を受けるにあたり、次のことを遵守し、奨学生としての責務を果たすことを誓います。

- 一 卒業年次、または卒業後1年で看護師国家試験に合格します。
- 二 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務を行います。
- 三 そのほか名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学金規程に記載されている事項を守ります。

提出日：平成 年 月 日

所属学部・年次	人間健康学部看護学科____年次	学 生 番 号		
フリガナ			性別	男 ・ 女
学 生 氏 名	印			
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳) ※西暦で記入			
学 生 現 住 所	〒 TEL ()			
フリガナ			学 生 と の 関 係	
保 証 人 氏 名	印			
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳) ※西暦で記入			
保 証 人 現 住 所	〒 TEL ()			

※保証人は、原則、保護者をご記載ください。